

保護者 様

八王子市立長池小学校
学校長 伊藤 慎敬

出席停止について

この病気は学校保健安全法において蔓延防止と予防のために出席停止扱いになります。
出席停止期間は欠席扱いになりません。医師から感染のおそれがなく、「登校にさしつかえない」との診察を
いただくまで、登校を見合わせてください。
医師の登校許可が出ましたら、下記の「登校届」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してくださ
い。（医師の証明・診断書等は必要ありません。）

第 二 種	感染症名	出席停止期間	感染症名	出席停止期間
	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱 した後二日を経過するまで	新型コロナウイルス 感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状 が軽快した後一日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は五日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する（かさぶ たになる）まで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過 するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後五日を経過し、かつ、全身 状態が良好になるまで	結核	学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	風しん	発しんが消失するまで		
第 三 種	急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症など		学校医その他の医師において感染のおそれがないと 認めるまで	
	その他の感染症 ・感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など） ・マイコプラズマ感染症 ・溶連菌感染症 など			

きりと

登 校 届

八王子市立長池小学校長 様

病 名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
医療機関名	

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

年 組 氏名
保護者氏名 印

もしもインフルエンザと診断された場合には…

インフルエンザの出席停止期間は表面にありますように、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』と定められております。一度解熱した後、再度発熱することもあります。下の出席停止期間確認票に朝と夜の体温を記入の上、お子様の出席停止期間をそれぞれご確認ください。切り取り線で切り離し、登校初日に合わせてご提出いただくようお願い致します。

もしも、インフルエンザA型・B型などの型も判明している場合には、表面の病名欄に合わせてご記入ください。

どうぞ、お大事にされてください。

インフルエンザにおける出席停止期間確認票

体温を 記録 しましょう	朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	夜	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
発熱期間	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
2日間									
3日間									
4日間									
5日間									
6日間									



発熱



解熱



登校/登校許可